

# 准職員・時間雇用職員の無期雇用について【概要】

## 1 新たな人材登用の仕組みとして「限定正職員」制度を導入

**目的：** 正職員制度に加えて、業務経験のある准職員・時間雇用職員の中から、意欲の高い優れた人材を登用するため、職務等を限定した新たな人事制度として「限定正職員」制度を導入し、業務経験を通じて得られた高いスキルを有する人材を活かした業務運営の効率化を図ることを目的とする。  
また、「限定正職員」は、指導的役割や一定の責任付与のもと処遇等を改善するとともに、正職員への登用を可能とする仕組みを構築する。

名称	申請者の要件及び対象	採用手続き	採用後の主な労働条件等																
業務限定職員（一般）	<b>【要件】</b> 業務に精通し、意欲が高く優秀な者 <b>【対象】</b> ○申請年度末時点の勤続年数3年以上の事務補佐員 ※秘書業務に従事する者のうち、目的限定職員（教員付き等の秘書業務従事者）の対象とならない者を含む ・勤務時間数 週20時間以上 ・年齢 60歳未満	①本人申請 → 大学本部 ②下記の総合評価により合否判定 書類審査（志望動機等） 部局による業績評価 採用試験（筆記試験等）	<table border="1"> <tr> <td>雇用形態</td> <td>無期雇用契約 ※定年及び再雇用制度あり ※目的限定職員は、期限の到来や業務の終了とともに雇用契約を解消</td> </tr> <tr> <td>賃金形態</td> <td>月額制</td> </tr> <tr> <td>昇給</td> <td>勤務成績に基づく昇給制度の適用</td> </tr> <tr> <td>配置換</td> <td>業務限定職員（一般）は配置換あり</td> </tr> <tr> <td>勤務時間</td> <td>フルタイム又はパートタイム</td> </tr> <tr> <td>休暇等</td> <td>正職員に準じた休暇・休業制度の適用</td> </tr> <tr> <td>教育機会</td> <td>業務の必要性に応じた研修機会の提供</td> </tr> <tr> <td>正職員登用</td> <td>業務限定職員は一定の要件のもとに正職員に登用</td> </tr> </table>	雇用形態	無期雇用契約 ※定年及び再雇用制度あり ※目的限定職員は、期限の到来や業務の終了とともに雇用契約を解消	賃金形態	月額制	昇給	勤務成績に基づく昇給制度の適用	配置換	業務限定職員（一般）は配置換あり	勤務時間	フルタイム又はパートタイム	休暇等	正職員に準じた休暇・休業制度の適用	教育機会	業務の必要性に応じた研修機会の提供	正職員登用	業務限定職員は一定の要件のもとに正職員に登用
雇用形態	無期雇用契約 ※定年及び再雇用制度あり ※目的限定職員は、期限の到来や業務の終了とともに雇用契約を解消																		
賃金形態	月額制																		
昇給	勤務成績に基づく昇給制度の適用																		
配置換	業務限定職員（一般）は配置換あり																		
勤務時間	フルタイム又はパートタイム																		
休暇等	正職員に準じた休暇・休業制度の適用																		
教育機会	業務の必要性に応じた研修機会の提供																		
正職員登用	業務限定職員は一定の要件のもとに正職員に登用																		
業務限定職員（特殊）	<b>【要件】</b> 特別な資格や技術を有している者 <b>【対象】</b> ○申請年度末時点の勤続年数3年以上の技術補佐員等 ・勤務時間数 週20時間以上 ・年齢 60歳未満	①本人申請 → 申請者所属部局等 ⇨ 推薦 ⇨ 大学本部 ②下記の総合評価により合否判定 書類審査（志望動機等） 部局による業績評価 採用試験（小論文）																	
目的限定職員	<b>【要件】</b> プロジェクト等特定の目的の業務に従事し、その期限の到来や業務の終了とともに雇用契約が解消される者 <b>【対象】</b> 《臨時的ポスト従事者》 プロジェクト従事者・教員付き等の秘書業務従事者	①本人申請 → 申請者所属部局等 ⇨ 推薦 ⇨ 大学本部 ②下記の総合評価により合否判定 書類審査（志望動機等） 部局による業績評価 採用試験（書類選考）																	

## 2 労働契約法第18条に基づく無期転換：就業規則等により従来から更新上限の適用が無いと整理されている者

【対象】	【手続き】	【労働条件等】
①昭和55年7月以前に任用された准職員 ②平成16年3月31日以前から継続雇用の時間雇用職員 ③非常勤講師 ④医員 等	通算契約期間が5年を超えた時点以降に本人申し込みにより労働契約法第18条に基づく無期転換	有期雇用時と同一

## 3 その他

障害者雇用促進法等法令に基づき雇用が求められる人材は、無期の非正規職員として採用

（注）労働条件等については、政府の「働き方改革実現会議」等その他の動向により変更があり得る。